

令和4年度第2回金沢市総合教育会議

日時：令和4年12月1日（木）10:30～12:00

場所：金沢市役所第2本庁舎2201会議室

開会

（新保都市政策局長） 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただ今より、今年度第2回目となります金沢市総合教育会議を始めさせていただきます。私は、進行を務めさせていただきます都市政策局長の新保でございます。よろしくお願いいたします。

本日の出席者については、お手元の名簿のとおりでございます。それでは、はじめに村山市長から本日の議題の趣旨を含めてご挨拶を頂きます。

1 市長挨拶

（村山市長） 皆さん、おはようございます。教育委員の皆さま方には大変お忙しい中、総合教育会議ご出席いただきましてありがとうございます。また、日頃から本市教育行政についてさまざまな立場からご意見を頂いておりまして、大変ありがとうございます。

前回、7月に第1回の総合教育会議を開催させていただきました。その際には「文化政策の推進と教育の連携」というテーマで、より多くの子どもたちが文化に触れられる、そういった教育あるいは行政を行えないかというような視点でご意見を頂いたところでございます。

去る8月23日に、来年度のいしかわ百万石文化祭2023に向けて、そのプレイベントとなる「子ども文化体験ワールド」を開催いたしました。小中学生の親子を対象とした和楽器であったり、茶道、生け花などの体験会を行いまして、非常に多くの方にご参加を頂きました。来年の2月には第2回の開催を予定しております。今後も子どもたちが気軽に多様な文化を体験できる場を提供していきたいと考えてございます。

一方、子どもたちが文化やスポーツに関わる場として、一つ部活動があります。学校での部活動については、先生方の長時間勤務の問題などもありまして、現在、国の方で地域移行に向けた議論が進んでおります。部活動を今後持続可能なものにしていくというためには、学校の教員の働き方だけではなくて、子どもたちの貴重な体験機会の提供というものが、これが重要だというように思っております。

そこで、本日、まだ国の方で検討を進めている内容ではありますが、そのうちの明らかになった部分を基にしまして、「部活動の地域移行について」ということを議題にさせていただきました。後ほど担当課から説明がありますけれども、国の集中期間として令和5年度から令和7年度末の3年間を目途に、休日の部活動を地域に移行するということにさせていただきます。

本市においても、生徒や保護者、教育現場だけでなく、地域のスポーツ関係あるいは文化関係の団体などの状況も確認しながら、着実に取り組んでいきたいというように思っております。すぐ新たな体制を構築できるものではないというように思いますけれども、

国が示す改革の内容について情報提供させていただいて、今後に向けた議論ができればと思っております。何とぞ皆さま方のそれぞれの立場から、忌憚のないご意見を頂きますようお願い申し上げます、私の挨拶といたします。よろしくお願いたします。

2 部活動の地域移行について

(新保都市政策局長) それでは、協議に移りたいと存じます。まず、学校指導課から資料の説明をいたします。

(地下学校指導課長) 改めてこんにちは。学校指導課長の地下でございます。それでは、プレゼン資料、お手元の紙資料等もご覧いただきながら私の方から、中学校部活動の地域移行について、国の動向についてと市の現状というところについて、大きく2点についてご説明させていただきます。

(以下スライド併用)

#1

まずは国の動向です。スライド1ページをご覧ください。まずは運動部活動に関する内容についてご説明いたします。近年、中学校部活動における課題といたしまして、右肩の方に書かれておりますが、一つは持続可能性の面で厳しさを増しており、深刻な少子化が進行しているというところです

昭和61年時点で600万人近くいた生徒数は、今、半減しているという状況です。また出生数で見ても令和2年で84万人ということで、少子化は進んでいるという状況でございます。さらに、競技経験がない先生が指導せざるを得なかったり、休日を含めた部活動の指導が求められる中で、先生にとって大きな負担になっている面もあるというところです。

こうした背景の中で、国では平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や令和2年9月には「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」をまとめながらも、外部有識者を交えた部活動改革に向けた検討会議を設置し、議論を重ねてきました。今年6月に、その検討内容が提言としてまとめられ、スポーツ庁長官あてに提出されております。その中では、まず休日における運動部活動を段階的に地域移行することを前提として、令和5年から7年までの3年間を改革集中期間としております。

#2

続けてスライド2をご覧ください。地域への移行する際の実施主体ですが、地域の実情に応じて総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチームや大学などの多様なスポーツ団体などが挙げられるとともに、学校関係の組織・団体として、地域学校協働本部や保護者会なども想定されますし、兼職兼業の手続きを経て、教員が指導に当たることも可能となっております。

#3

スライド2からスライド3にかけて、課題への対応、考え得る具体的な課題として、

スポーツ団体の整備充実、指導者の確保方策、活動場所として施設の確保、大会や会費の在り方などが挙げられております。地域の実情によって、対応方法は異なっておりますが、求められる対応策の例示もされているというところです。

国として、休日における部活動の移行後の先は、平日における活動の地域移行も視野に入っているところでございます。また、運動部活動における特徴として、これら環境整備に必要な財源の1つとして、スポーツ振興くじ（toto）の活用が検討されております。

#4-6

スライド4ページから6ページがひとまとまりになっておりますが、こちらにつきましては、文化部活動における地域移行に関するものです。文化部活動についても、運動部同様に持続可能性や指導体制に課題があり、平成30年3月に「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定を経て、文化庁において外部有識者を交えた部活動改革に向けた検討会議を設置し、議論を重ね、こちらは8月に提言としてまとめられました。

提言の内容については、運動部の内容とほぼ同様のものとなりますが、文化芸術団体等が受け皿になるとともに、活動場所として学校の音楽室・美術室などの学校施設の他、地域の社会教育施設や文化施設などの積極的な活用にも触れられています。

#7

スライド7ページは、8月に発表されました来年度に向けた国予算の概算要求資料になります。運動部・文化部の両方に共通した内容となっております。右肩の事業内容の真ん中の①からをご覧ください。「部活動の地域移行に向け、スポーツ庁と文化庁は関係者間の連携・調整などを行うコーディネーターを自治体に配置して体制整備を進めること。また③番のところには都道府県による人材バンクの設置や指導者養成のための講習会開催費などを補助すること。④番のところには、経済的に困窮する家庭の生徒への支援といったところにつきまして触れられております。また、その下ほど、④番のところですが、文化部の移行に関し、休日の練習が多い吹奏楽部等について、指導者や場所の確保等の独自の課題へ支援を行う方針なども示されております。

国として、全国に約10万ある部活動に対し、1団体が5部活を担える想定で、段階的に「運営団体・実施主体の整備充実費」を準備していき、活動体制における「コーディネーター」は最終的に1万人の配置が必要と見込んでおりまして、初年度は3割の3000人分を要求しているというふうな説明になっております。これまでのモデル事業などから、総合型スポーツクラブを運営するNPO法人の方などが当てはまるのではと考えられているということです。

#9

スライドの9ページ以降につきましては、まず今回の部活動の地域移行の提言を受け、平成30年3月に作られた「学校部活動および新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」となって案が示されております。こちらにつきましては、国で11月17日から12月16日までの1カ月間、パブリックコメントを募集しているというものになっております。

#9-10

スライド9ページ、10ページは国の検討会でまとめられた提言を受け、その内容に沿って改定される内容となっています。

#11

スライド11ページは、休日の地域クラブ活動についてイメージ図が示されております。上段左は、地方公共団体が運営団体となる場合、社団法人やNPO法人などの運営団体を設立して、市町が各関係団体や大学、民間事業者と連携して、学校施設を活用して行われる活動に指導者を派遣する体制です。

上段右側につきましては、総合型地域スポーツクラブや民間事業者、大学、地域の体育・スポーツ協会、関係団体などが自ら保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保して中学生が参加する体制となるモデルです。

そしてその下ほど、緑で示されておりますが、ただちに①②のような体制を整備することが困難な場合には、地域の人材を部活動指導員として、当面学校に配置することで活動環境を確保していくということも挙げられております。

#12

スライド12ページには地域移行に係る手順の流れが示されております。こちらにつきましては、まずスポーツ関係部署、文化関係部署による協議会の設置、そしてニーズ調査、課題把握、情報発信等を行っていくこと、そして、運営団体を確保しながら指導者を確保し、活動場所の確保をしながら、活動内容を決定し、そのあたりをマッチングしていくというようなところで、最終的に保護者、生徒、住民への周知を実施していかなければならないということになっております。

#13

スライド13が今申し上げた流れに関しましての、少しそれぞれの自治体による要素という部分にまとめられております。

2段目、市区町村の部分になりますが、スポーツ、文化振興担当部署が教育委員会等とも連携し、協議会を設置しております。その協議会において関係者へのヒアリング等を実施し、またニーズ・課題を把握していくと、そういった中で、スポーツ・文化主管課において、手引きやホームページの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信していくと。運営団体の確保、指導者の確保、その他環境整備、実施という流れという中で、それぞれの役割を示されているというところでございます。

これまでに国・県の動向を踏まえながら、関係課と情報の共有を進めてまいりました。今後、教育委員会といたしましては、生徒や保護者のニーズ、教職員の移行などの調査を進め、関係課へ情報として提供するなどしながら、地域への移行準備が円滑に進むよう尽力してまいりたいと思っております。

引き続き大きな2点目です。本市における中学校部活動の現状についてご説明いたします。

#14

金沢市立の中学校 24 校における部活動への加入状況として、今年度は運動部、文化部合わせて 9876 人が加入しております。全生徒数 1 万 1132 人に対し 89%の加入率になっております。平成 22 年度からの 4 年スパンで見ますと、加入率や部活動数はやや減少傾向にあるように見受けられます。

#15

運動部に特化して見ますと、加入率ははっきりと減少しているという傾向が見えます。これは、外部のクラブチームが充実してきたことの影響が背景にあるのではないかというふうに考えております。

#16

一方で、文化部では全生徒数に対する加入割合が増加傾向にあり、外部の運動クラブに所属する生徒が、学校では文化部に籍を置くというケースもあるということで、その影響もあるのではないかというふうに推測しております。

#17

続けて運動部活動の設置状況をまとめております。一番多い種目がバスケットで 24 校中 21 校にあり、1000 人を超える生徒が参加しています。その他、特定の学校でのみ活動している種目の部活動もあります。

#18

続けて、スライド 18 ページにありますが、運動部活動の存続のために、先ほども少子化と持続可能性というところだというお話もありましたけれども、複数校で合同チームにより大会等に参加しているものがございます。サッカー、軟式野球、ソフトボールで見られております。

#19

続けて文化部活動の設置状況です。吹奏楽部や美術部がそれぞれ 20 校で設置されています。こちらも特定の学校でしか設置していない部活動もあります。

#20

こちらは外部指導者の現状についてまとめています。運動部の活動指導員配置事業では、国、県、市による財政負担により、指導者 1 人当たり年間 210 時間で、校長の監督の下、単独による部活動指導が可能となっております。現在 9 校に対して 10 名の指導員を配置しております。

#21

運動部活動地域指導者派遣事業として、地域の方が部活動の顧問の先生の補助に入る形

で指導いただいているものになります。市の単独事業になります。こちらは単独による指導はできません。1人当たり年間20時間指導いただき、19校に対して32人を派遣しております。

#22-23

続けて文化部の場合です。単独指導が可能な部活動指導員配置事業では、2校に2名を配置し、外部指導者の派遣については、吹奏楽部や茶道部、華道部といった部活動に対し、11校16名を派遣しています。

#24

文化庁による地域移行に関するモデル事業として、各都道府県1校ずつ実施しているものが今年度ございます。その石川県枠として、金沢市立野田中学校の合唱部と華道部に行っているという状況がございます。

#25

最後のスライドになりますが、こちらは運動部における全国大会の今年度の結果となっております。全国大会には、金沢市立中学校の生徒として、全体で80名が今年度参加したということがございます。中学校の部活動の現状については以上です。

(新保都市政策局長) それでは今ほど説明がありました部活動の地域移行でございますが、まずは国の動向、それから本市の中学校部活動の現状について説明をいたしました。明年度から本格的に改革のスタートということになっておりますけれども、この総合教育会議の場ですが、まずは情報共有を図りたいというのが今回の趣旨でございます。その中で、今後これを進めていく中で、引き続き皆さま方にご意見を頂ければということで、継続的な議論を考えております。ですので、今回そのキックオフとして、まずはこの内容を皆さんと共有しながら、より良いものにしていきたいということでございます。

今ほどの説明に対してご意見、それからちょっと盛りだくさんでございますので、分かりにくかった点、ご質問等があればおっしゃっていただければと思いますが、いかがでしょうか。では、まずはスポーツ指導者の立場である丸山委員、何かございますでしょうか。

(丸山委員) この今回の部活動の地域移行に関しては、そのきっかけは働き方改革というところだったのかもしれないのですが、もちろんそのこともあるのですが、私はすごくポジティブな捉え方をされていて、日本のスポーツに関して言えば、日本のスポーツの在り方というものを考えるすごくいいきっかけになるのかなというふうには思っています。

ちょっと自分自身の経験ですけど、しばらくドイツで練習をしていた時期がありまして、そのときにすごく思ったのが、ドイツは部活動というものはないのですね。完全にスポーツクラブ制でスポーツを行っていて、そのスポーツの考え方自体もかなり日本とは違って、とてもスポーツを親しむというか趣味の一環としてするという考え方がすごく強くて、私が練習を行っていたスポーツクラブはフランクフルトの近くだったのですけれど

ど、そこの一緒に練習していたジュニアの選手たちも、今日はトランポリン、今日はダンス、今日はサッカーとあって、本当にいろいろなスポーツに親しんでいるんですね。ある程度の年齢にいったら、高校生ぐらいですかね、やっとなつのスポーツに絞るといような形態で、とてもスポーツを楽しんでいるというか、自発的に楽しんでいるという姿勢がありました。

実はトランポリン、私がずっと行っているトランポリンも、私の監督であった塩野先生が、最初に日本で普及し始めたときも部活動ではなく社会体育でというのをすごくおっしゃっていたんですね。40～50年前の話なのですけれども、そのころから多分先見の明を持たれていて、スポーツというのは強い選手を育てるには一貫指導だということを経験からおっしゃっていた部分もあったので、そのためには部活動を否定するわけではないのですけれども、その時期、その時期に指導者が替わるといところのちょっとやはり弊害ということも考えて、一貫指導ということを経験していました。強い選手を育てるというだけではなくて、愛好者も育てるという意味でも、社会体育といところに根差したトランポリンの普及ということを考えていて、私はこの今回のこの部活動の地域移行にすごく親しみがあるというか、何ら抵抗はなくて、来るべき時が来たのかなといふうに逆に考えています。

すごくこれをポジティブに考えて、スポーツの日本の在り方ということを考えるきっかけにできたらなといふうには思っています。

(新保都市政策局長) ありがとうございます。今のご発言、社会体育という中でやはり適切な指導者が適切に子どもたちを育成する方がいい面が当然出てくるので、部活動であってもそういうことが必要だといご意見だと思うのですけれども。

(丸山委員) そうです。

(新保都市政策局長) その他ご質問、ご意見といことではいかがでしょうか。伝統文化の指導者である木村委員はどうでしょうか。

(木村委員) 今、丸山委員がおっしゃいましたけれど、やはりスポーツも楽しむといことは、これは文化にとっても楽しくなければ続かないと思ひますし、楽しいだけでは駄目なのですけれど、そこのところの度合い、さじ加減といのは、非常に難しい部分、うまくしようと思ってこっちが言っけていてもあまり厳しすぎると駄目だったり、相手が子どもなので、プロになる人とはまたちょっと指導の方法は変えなければいけないのかなと思ひながら、私は子ども塾で指導をしております。

たまたまといひますか、ちょうど教育委員の視察旅行が去年は働き方改革の校務支援だったし、今年には倉敷に行かれて私はちょっと参加できなかったのですが、この部活動についてのまさにタイムリーな視察旅行だったのだらうなといふうに感じております。

やはり金沢の特徴としても、私は文化にしかちょっと詳しいことを申し上げられませんが、文化土壌もやはりありますので、何がしかのそれぞれの学校で違っけてもいいと思ひのですけれども、何がしかに特化して教えるといか、その部活動で、それが素晴らし

いものになって言ったらいいのではないかなというふうに思います。

それとやはり指導者が一貫というのは絶対に必要で、替わると子どもたちがまず路頭に迷うというか、今までと全然違う感じになると、やはりプラスにはならないと思いますので、それは思います。

あとは本当にうまく移行していったら本当に校務支援にもなりますし、時間外勤務は少なくなるということを思えば、すごくいいことだと思います。

(新保都市政策局長) ありがとうございます。今のご意見、金沢の文化の裾野という観点から、そういう指導者もたくさんいらっしゃるの、そういうものを生かしていくということのご意見だと思いますし、また指導者が一貫してやっていくということは、丸山委員にも通じるということがありますので、先生が替わるごとにとということではないということであれば、それは地域の方が望ましいのではないかなというご意見だと思います。それでは、長澤委員、いかがでしょうか。

(長澤委員) 部活動とハラスメントというテーマで話がしたいと思っています。最近では、特に強豪校などでの部活動において指導者から生徒に対しての行き過ぎた指導、ハラスメント行為が問題になっていて、実際にその結果自殺してしまったり、病んでしまったりというような悲しい事件が社会で報道されています。

なぜこういうことが起きるのかということを変えて考えますと、通常ハラスメントというのは企業の中で上司と部下との関係というところで、優越的な地位があって、そこで発生する病理現象といわれていますけれども、学校の中でも同じように指導者から生徒に対しては優越的な地位があると。選手として選ぶ権限があるのは、やはり指導者ですし、そういう意味でも優越的な地位に基づいて行われてしまう事件がある。また子どもたちは学校の中でハラスメントということを経験する機会はずっと多くないのですよね。外に、社会に出てからいろいろとそういう話を、身をもってということもありますけれども学ぶのですが、子どもたちが知っていることが少ない。加えて学校の中では部活動という特徴からして、学校活動の一環という位置付けにあるが故に、学校の中での出来事、学校の中での指導の一つというふうに入れられて、閉鎖的になってしまふところがあるかなと思います。今回、社会と部活動がつながるということによって、おかしいものはおかしいと言えるような土壌が作りやすくなっていくのかなと大変期待するところです。

また、強豪校、文化部もスポーツも同じだと思いますけれども、そういう強豪な部活動というところには、高い指導、また勝利することを求めて子どもたちが集まってくるので、勝つためには、強くなるためには、またより技術を習得するためには厳しい指導もやむを得ないというふうに入れがちだという、構造上の危険性もあるわけですね。そういう部活動におけるハラスメントが起り得る危険性を改めて学校また行政も含めて、社会全体で理解して、新たな形を作っていくということについて、今がいいきっかけだと思うのですよね。今までは学校の中にある部活動の問題という形でわれわれは話をしていたのですが、社会と一緒にやっていくという、今、形をつくるに当たってこの問題意識を改めて考えて取り組んでいくということに期待したいと思います。

(新保都市政策局長) ありがとうございます。大変大所高所からのご意見を伺いました。外からの目が入ることによってまた環境が変わって、それがプラスに働くことがあるのではないかということだと思いますので、またそういうことも含めて検討させていただければと思います。では、櫻吉委員、いかがでしょうか。

(櫻吉委員) 質問と意見とあります。まず2点ほど質問させていただきたいのですが、金沢市の中学校の部活動の状況で、平成30年から令和4年にかけて運動部に関しては部員数がかなり減っていますよね。これは地域のクラブチームに移行している子の数で少し減ったのではないかと、地下先生がおっしゃっていましたが、これはこの5年間で徐々に減っていますか。それともコロナになって急に減ったとか、そういうようなことはありますか。

(地下学校指導課長) コロナによる影響というふうには捉えてはおりません。部活動に関して、先ほどありましたけれども、学校の教育活動の一環として生徒が自身で選択した結果というところだというふうに認識しております。

(櫻吉委員) 分かりました。地域移行になって先生方の時間外の時間が減るだろうという見込みなのですが、これは具体的に、休日の指導がなければどのぐらい減りそうかという見込みはあるのですか。

(中村学校職員課長) 学校職員課の中村です。私どもが調査しているところでは、先ほどの地下課長の方からありましたように平成30年3月にガイドラインが示されてから平日1日、それから休日1日休むようになりました。今、土日の部活動をやっている平均ですけれど、運動部と文化部で調べますと運動部で平均3.08時間、それから文化部ですけれども、これで2.92時間は、土日の分だけの平均時間ですが、それだけはまず減るのかなと。単純計算でということになります。

(櫻吉委員) 分かりました。意見なのですが、時代の流れとして地域移行はこれをしていくのだろうなというふうに思っています。ただ、社会の流れとちょっと僕は逆行してしまう意見になると思うのですが、自分の経験として、自分が例えば中学生のときに指導を受けた、あと、自分の子どもが中学時代に部活動で指導を受けた先生は非常に情熱的で、すごくいい成功体験を積みせてもらいました。そういう経験もあって僕自身も競技を続けていますし、そういう情熱的な先生のおかげで、その先生方の本当に献身的なとか自分の生活を犠牲にして、今から振り返ると指導されていたのだろうなと思うのですが、そのおかげでいい経験をした生徒はきっとたくさんいるのだろうなと。ただ、またその情熱の、部活動をやりたいという形で教員になられる方もおられるのではないのかなというふうに思うのですよね。それが一番というか、当然その先生方の生活も守らなければいけないのですが、そういう情熱を持って教員になろうと思っている、将来なろうと思っている人の方を救うというか、そういう人にも活躍の場があるような制

度があったらいいなというふうに、僕は個人的には思っています。

(新保都市政策局長) ありがとうございます。

(櫻吉委員) もう一つよろしいですか。

(新保都市政策局長) どうぞ。

(櫻吉委員) 合同チームが幾つかあったと思うのですが、これは将来的にはやはり部活動の数というのも減らさざるを得ない形になってくるのではないかなと思うのですね。そうすると、その地区とかエリアが二つぐらいあってそのうちの片方にはその部活があってもう片方にはないよという状況が、今後どんどん出てくるのではないかなというふうに思うのですが、そうすると、以前は多分校区外に部活動希望で校区を変えるということは可能な制度があったように思うのですが、今の校区外希望のガイドラインの中には部活動の項目はなかったように思うのです。僕の思い違いかもしれませんが、

(堀場教育総務課長) 教育総務課の堀場でございます。今ほどご質問のありました部活動を理由とした指定校変更については、現在も基準がございます。

(櫻吉委員) そうですか。すみません。僕の勘違いです。それは、では継続してやれていくということですか。分かりました。ありがとうございます。

(新保都市政策局長) ありがとうございます。今ほどのご意見ですが、やはり先生であっても情熱を持ってやりたい方もいらっしゃるので、そういう方々を救える制度ということ。あと、子どもたちの減少の中で部活がなくなる学校が当然出てくだろうと、それを合同でやっていく中で、どういう姿になっていくかという、そのご懸念があるのだと思っております。

これまで皆さま方、大所高所からいろいろなご意見がありましたけれど、まだこれだけの資料でしたので、分からないことやもう少し掘り下げて確認したいこと、それから言い足りないこと等ございますでしょうか。長澤委員。

(長澤委員) お願いいたします。今、櫻吉委員のお話でもあったのですが、その情熱を持った教員の方の関係で、兼職兼業の運用に関しても今後考え方を整理しなければならないと、教育委員会は考え方を整理しなければならないと資料2ページにあって、これをどんなふうに現段階でお考えなのかなということについてお聞きしたいなと思っていました。これは学校の先生が普通の業務が終わった後に兼職という形で例えばどこかのクラブの方に移動されて指導に当たるというような形になるわけですね。民間だとそういう今は兼業兼職という、兼業に関しては推進するような形になっていて、一方でその兼業によって労働時間が増えたりして、健康を害さないように使用者はきちんとトータル

での労働時間を把握した上で健康チェックをちゃんとしましょうねというようなものが厚労省のガイドラインからも出ていて、そういう労務管理を使用者側に負わせているわけですが、先生はまた特殊なお立場でいらっしゃると思います。今までは学校の中で延長という形で部活動をなさっていたのが、外に出て同じような形で働いていくということに関して、学校がどれだけその働きの内容を管理できるのかとか、お金は当然発生しないわけですよ。その場合は外部指導者との違いというものを先生はどうご理解されるのかなとか、いろいろ運用してみると悩ましいものがいっぱい出てくるのかなというふうに思っております。現段階で何かお考えがあったらお聞きしてみたいなと思っておりました。

(中村学校職員課長) 国が示していますガイドラインの中に、教育委員会等が兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を十分に確認し、尊重するとともに勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮、校務に支障がないことも勘案して許可するというような文言があります。現在、部活動に対して兼職兼業の許可を私どもが出していることはいいのですが、例えば金沢のサイエンスクラブであるとか、理科の実験教室みたいところで兼職兼業の許可を実際に教員には出しています。休日のお仕事になります。それはお金が発生しているものもありますし、発生していないものもあります。でも、教育委員会に必ず届けを出さなければいけないので、今、校長先生が学校の勤務にまず影響がない、支障がないというその一筆書いていただいてこちらが許可をしていると。

今後こういうことが起こっていくだろうという準備は私どももしているのですが、私が個人的に心配しているのは、例えば今野球をやっている先生方が、言い方は悪いですが、無理やりここの仕事を手伝ってくれないかみたいな、指導者を集める団体が、どうしても指導者はたくさん要りますので、本人の意思とは関係なしに、先輩から誘われたりいろいろなことがあると思うのですが、ここに書いてある「個人の意思を十分に確認し」とかいうのは、そういうことを意味しているのかなというふうに自分は読み取っています。でも、今後はやはりこのことも指導者がそんなにたくさんいるとは私も思えないので、確保するために兼職兼業は行われていくだろうと思っておりますし、場所の確保と人間の確保というのがひとつ山になってくるのかなというふうに思います。

(長澤委員) ありがとうございます。人的資源の確保が難しいということで、今のお話しだと基本先生は兼業にはいかない。必要に応じてそのような場合も出てくる。そのときにはきちんと本人の意思を確認していってもらいたいというようなお考えだということなのでしょうかね。ありがとうございます。

(新保都市政策局長) ありがとうございます。その他、まだ疑問が残ることや分かりにくいところはございますか。どうぞ。

(丸山委員) 今、指導者の問題が出たかと思うのですが、教員の方に業務が終わった後にそちらのクラブに行って教えるというパターンもあると思うのですが、本当に総合型スポーツクラブだったり、民間のスポーツクラブだったり、本当にただ指導者として雇って、その人に指導してもらいたいというパターンが出てくると思うのです。将来的に

はプロのコーチとかというのが育成されていくのかなというふうにイメージはして、その人たちの、教育現場ではないというところもあるので、資質というか、指導者としての資格をしっかりと取ってもらうとか、指導者の育成というところにも力を入れていかなくてはいけないのかなというふうには思っています。

その人たちの生活の確保。他の仕事をしながら兼業であるのか、そのクラブとしてしっかり雇って生活の保証をしながらそのクラブに来る子どもたちの指導をするのか、そのあたりの生活の確保というか、指導料の確保というところが今後課題にはなるのかなと思います。

あと一方で、選手、子どもたちの負担というところで、今まで部活動に所属していたら、例えば遠征に行く、何々大会に出るといった費用はほぼ学校が出していたと思うんですね。それが民間クラブあるいはスポーツクラブになると、ほぼ自己負担というところ、それも一応課題として書かれているかと思うのですが、その問題が出てくるかなというふうには思います。選手、子どもたちに、結局家庭ですけれど、かかる負担は大きくなっていく。そのあたりが国や県が何らかの形で補助していくとか、そういうことも必要になってくるのかなというふうに思うのですが、そのあたり何か動きはあるのですかね。

(新保都市政策局長) 民間のスポーツクラブと部活動とのその指導者の兼ね合いのお話だと思うのですが、今、学校の先生の兼業の話は、民間のスポーツクラブでそこで何かをされるという意味合いでしょうか。そういう意味合いではなく？

(丸山委員) 指導者自身が、今のお話だと教員が業務の後でまたそちらに行って指導するというお話だったと思うのですが、それというよりもどっちかというと民間クラブで雇っている指導者が主になっていくのかなというふうには思っていて、そうでないと働き方改革にはならないのかなとは思っています。ただ、そっちのクラブでの指導者のその指導料だとか生活の確保というところが今後課題になってくるかなと思います。

(新保都市政策局長) 民間のそのスポーツクラブの指導者が部活動の指導者になった場合の関係性ですね。

(丸山委員) 部活動とは切り離すのですよね。子どもたちは部活動ではなくて。

(新保都市政策局長) スポーツクラブの活動ということですね。

(丸山委員) 社会体育としてスポーツクラブとかに行き始める。

(新保都市政策局長) そちらの方ですね。なるほど。

(丸山委員) そちらの指導者の確保というか。

(新保都市政策局長) 今の議論で言うと、まず部活動の指導者を先生以外の中に充てる。

地域で選ぶということですね。民間のスポーツクラブについては民間のスポーツクラブに子どもたちが行く場合は部活動以外になりますよね。そちらとはまた切り離すという考え方になると思うのですけれども。

(丸山委員) そうしたら、子どもたちが部活動から離れて違うところで部活動をする。そのときの指導者の確保という形ですか。捉え方がちょっと分からないですが、そこは部活動というふうに言うのですかね。地域と。

(地下学校指導課長) そこは部活動ではありません。

(丸山委員) ではないですね。

(地下学校指導課長) 部活動の地域移行ですので、休日に部活動ではありません。

(丸山委員) そうですね。完全にクラブに任せてしまう。学校は関与しないということですね。

(地下学校指導課長) はい。今回の趣旨はそういう趣旨になっています。

(丸山委員) そうしたら、そちらの指導者の確保が課題にはなってくるかなと思います。

(新保都市政策局長) その他はどうでしょうか。今までのお話を踏まえて、教育長さん、何かございますか。

(野口教育長) 今回は部活動の地域移行の議題で会議が開催されています。過日、中核市教育長会の会長という立場で中学校運動部活動の地域移行に関する検討会にオンラインでしたが出席をさせていただきました。その会議で一番印象に残ったのは、室伏スポーツ庁長官の話でした。その話について3点お話しします。1点目は、スポーツは義務ではなく、楽しさとか喜びを味わうべきものであって、決して、義務でやってはいけないと思っていますというご発言があったこと。2点目は、一つの競技に集中させて、違う言葉で言うと根詰めてということになるのですかね。才能を若いうちからつぶしてはいけないというご発言があったこと。

3点目は、子どもたちに多様な経験を与えさせていくのが今回の地域移行であるということ。もっと具体的に言いますと、例えば月曜日から金曜日まで野球をやっている、そのお子さんが必ずしも土曜日、日曜日には野球をやりたいと思っているかどうか分からない。ひょっとすると違うスポーツ、サッカーとかバスケットボールとかをやりたいと思っている子がいるだろうし、またスポーツとは全く離れて文化活動をやりたいというお子さんもいるのではないのかと。まさに今、中学生までのお子さんたちについては、生涯にわたってスポーツや文化にしっかりと触れて楽しんでほしい、親しんでほしい、そういう環境をしっかりと今のうちに整えておくのが大事ではないのかなという話でした。

そういえば、私自身が教育長という仕事に就く前に、金沢の宇宙少年団という組織で指導しているときに、ある小学生が中学生になる際、本当はこの活動を続けたいのだけれど、中学校に入ったらある部活動に入りたいし、その部活動は毎日あるので、この活動には出られないから、とても残念なのですという話をしました。今回の地域移行が、すごくいいなと思っているのは、例えば現在子どもの数がどんどん減っており、子どもの数が減れば当然先生の数も減るわけですから、この部活動をしたけれども、その部活動がないからできないという子がいたとすれば、違う学校に行くという選択がありますが、この学校が好きで、他の学校へ行きたくない。だから、地域移行が行われればほかの中学校に行かなくても週末にはそのスポーツを他の学校の子と一緒にできる、こういうことが可能になってくるので、非常にいいというふうにして思っています。ぜひ、この部活動の地域移行ということをしっかり進めていかなくてはいけないのだなと思っています。

私の個人的な考えになってしまいますが3点お話ししたいなと思います。1点目は先ほど地下課長の方からお話がありましたが、シートの12番目のところに市区町村の役割が掲げられています。その中に、協議会の設置とかニーズ・課題の把握、情報発信とありますが、このニーズ・課題把握を早くやっていった方がいいのではないのかなと思っています。

なぜかといいますと、実は先日東海北陸の教育長の際、さまざまな地域の教育長さんと情報交換させていただきました。既に先進的にこのニーズ調査をやった自治体の話が出て、その地域の学校の先生に部活動の地域移行を実施した場合、指導したいですかという項目が調査の中にあっただけです。驚いたことに、8割以上の先生方が指導したくないという回答を寄せたとのことでした。この地域移行が実施されれば、指導者の確保ということが課題になりますので、早く金沢の実態も踏まえていかないと、指導者の確保が大きな問題になるかなと思っており、早めにニーズ調査をしていかないといけないと思いました。当然小学生、中学生に部活動ではどんなことをしたいのかということについても調査をしていかないと、受け皿のこともありますので、やはり調査は早く行った方がいいのかなと思います。令和5年から7年にかけての部活動の地域移行にあたり、その前段としても調査は早めにやった方がいいのかなと思いました。

2点目は、協議会の設置ということです。県の方ではいわゆる方針を決定するとか、情報発信とかいろいろな意味でお仕事をされると思っていますが、市区町村においてはこの協議会を設置し、協議会の中において、やはり方向性を決めて、具体的に動かねばならないと思います。その中で大事なものは、いわゆるコーディネーターの役割かなと思います。大変な多くの仕事を行うので、協議会の設置と併せてコーディネーターを専任化していかないと、なかなか仕事が進まないのではないかなということも、情報交換の中で感じました。また、実施主体が決まった段階で、学校とさまざまな競技団体とのコーディネートも必要ですので、早く方向性を定めていくうえでも協議会の早期設置は大切だと考えています。

3点目は、これは役員会の中で、みんなが納得したことです。令和5年から3年間かけて協議し、令和7年が過ぎたあたりで一度にできるのかということです。整った競技団体から実施し、課題を見つけながら進めていくのも一つの手法です。どの方法がこの金沢というまちのやり方としていいのかということについても協議会で話をしていたらいい

と思っています。まずどこからできるのかということを考えていく必要があるということ、3点目として話をまとめさせていただければなと思いました。以上でございます。

(新保都市政策局長) ありがとうございます。それでは、これまでのご議論、これまでの教育委員のご意見等を踏まえて、市長、いかがでしょうか。

(村山市長) さまざまな意見を頂きまして、本当にありがとうございました。そして、移行に当たって今の段階で分かっている中でもさまざまな課題が出てくるということも認識できました。

一つプラスに捉えていいかなと思うのは、運動部や文化部で設置校が少ないような部活動の種類が幾つもあるというところが、これから地域移行が完全に行われるということになっていくと、その選択も幅広くなっていく可能性があって、本当はやりたいけれどもこの中学にはないというところをどう取り込んでいけるかなというのは、子どもたちにとっても可能性が広がって良いことなのかなというふうに思っております。

一方で、そうなるにつれて、先ほど櫻吉委員からご指摘があったことなのですけれども、私の知り合いにも吹奏楽コンクールで金賞を取るために学校の先生になった方もいらっしゃって、そのために芸大に行って、その際、いろいろな有力校を勉強してというような方が、恐らく先ほどの教育長の言った8割に含まれない2割のうちの何人か、これは吹奏楽コンクールですけれども、野球にもサッカーにも多分いらっしゃる。そういう先生方は、休日のみの移行だとそのままいいとは思いますが、その後、どうなっていくかというところをちょっと心配になったりはしております。

そういった個人個人の課題も含めて、どう先生方の満足度を上げていながら、この移行をスムーズに行っていくか。これから3年間しかないという中ではありますけれども、丁寧に先生方の意向把握もしていかなければいけないのかなというようにも感じておりました。

いずれにしてもかなり大きな改革だと思っております。学校もそうですけれども、子どもたちや保護者の方々も心配がないように、また地域移行によって金銭的な負担だけではなくて移動の負担等々もあると思いますので、そういったところも考えながら、丁寧にこの3年後を迎えたいと思います。これからも議論を深めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

閉会

(新保都市政策局長) ありがとうございます。それでは、本日の協議は以上となります。本日、ご意見等頂いたことを踏まえて、今後とも引き続き取り組んでまいりたいと思っております。それでは、これを持ちまして今年度第2回目の金沢市総合教育会議を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。